

【定年延長にかかる留意事項】

1 対象者の選定について

昨年度より段階的に定年が延長されたことにより規定が変わりました。

表彰規定1は「6年度末に退職予定」で「60歳以上」の方が対象となります。

- (1) 60歳以上で6年度末に退職（規定1）
退職後に再任用予定を含む
- (2) 60歳以上で定年退職したが、再任用中（規定1）
推薦調書記入例「任免」の欄に注意
- (3) 60歳で定年前の6年度末に退職（規定1）
- (4) 59歳以下で退職（規定2）
- (5) 60歳以上で定年退職したが、過年度に推薦漏れ（規定2）

※5年度末に退職された別紙「功労者表彰候補者」の方々が規定2に該当する可能性があります。確認のうえ該当する場合は退職時所属校で推薦調書の作成をお願いします。

2 役職名について

管理職の場合は、役職定年制を考慮し、候補者が希望する役職名を記入してください。

例：〇〇高等学校 前校長

3 その他の注意点

- (1) 専門高校勤務経験が30年以上であるが、専門科目担当ではない場合は該当しない。
- (2) 実習教諭であるが、2～3学科にまたがって勤務している場合は該当しない。
- (3) 一貫した産業教育従事者ではないと思われる場合は該当しない。
- (4) 記載事項が抽象的であったり「特になし」という記述の場合は「功績なし」とされるので、出来るだけ具体的に記述してください。
- (5) 定年前の退職者の場合は表彰規定2に該当する可能性があります。（概ね57歳以上）
- (6) 年数が30年に満たない。ただし、著しい功績があり、全国役員等の経験がある場合は別途考慮されます。
- (7) 再任用された方は合算で30年を超えると表彰の対象となります。
- (8) 推薦調書は表裏印刷をしないで下さい。（2ページで提出願います）
- (9) 普通高校(会員校以外の学校)における職業科目担当の勤続年数も、算定可能です。
普通高校であっても設置学科名やコース名を明記すれば、勤続年数として通算可能。
例 〇〇高等学校（〇〇科 〇〇担当）